

仕 様 書

1 目 的

愛媛県内の一般環境大気、公共用水域水質・底質、土壌のダイオキシン類の濃度を測定し、環境中の状況を把握することを目的とする。

2 期 間

契約日から令和9年3月16日まで

3 委 託 内 容

(1) 調査の内容

① 試料採取

一般環境大気、公共用水域水質・底質、土壌

試料採取は、県立会いのもと実施することとする。日程については、事前に県担当者と協議のうえ、計画を作成することとする。水質の採取に当たっては、試料採取日の前日に県担当者に試料採取の可否を確認すること。

なお、海域部分の公共用水域水質・底質の採取は、県が手配する船で実施すること。

② 分 析

一般環境大気、公共用水域水質・底質、土壌中のダイオキシン類

(2) 調査場所等

別表1から4のとおり。

(3) 試料採取及び分析の方法

① 一般環境大気

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル 令和4年3月 環境省水・大気環境局総務課大気環境課」に定める方法。

〔試料採取方法は、100 L/min 程度の中流量で7日間の連続採取とする。〕

② 公共用水域水質

日本産業規格 K0094 及び K0312 に定める方法

③ 公共用水域底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル 令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課」に定める方法。

④ 土 壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル 令和4年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課」に定める方法。

なお、試料採取に当たっては、試料採取野帳の作成及び試料採取時の現場写真の撮影を行うこと。

4 精 度 管 理

委託事業の実施に当たっては、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月31日改訂 環境省）（以下「指針」という。）」を遵守すること。

(1) 精度管理計画

契約書に規定する事業計画書の「精度管理に関する事項」として、指針に準じた品質保証・品質管理に係る計画書を作成し、提出すること。

(2) 精度管理結果

契約書に規定する実績報告書の「精度管理に関する事項」として、指針に準じた品質保証・品質管理結果に係る報告書を作成し、提出すること。

(3) 査察

受託者は、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針（平成 22 年 3 月 31 日改訂 環境省）」に基づき県が実施する査察を受けなければならない。なお、査察の実施については、県が指示する方法による。

(4) トラベルブランク試験、二重測定

① トラベルブランク試験

「一般環境大気」において、3 試料以上で 1 回以上実施する。

② 二重測定

「一般環境大気」、「公共用水域水質」、「公共用水域底質」及び「土壌」の各媒体で、1 回以上実施する。

5 再測定の実施

受託者に明らかな瑕疵があり、異常値の発生など、県が再測定の必要性が認める場合には、受託者の責任において再測定を実施すること。

6 毒性等量の算出

環境基準と比較する際の毒性等量の算出方法における定量下限値未満の数値の取り扱いは次のとおり。

対象項目（媒体）	定量下限値未満の数値の取り扱い
一般環境大気	定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の 1/2 の値を用いて各異性体の毒性等量を算出する。
公共用水域水質	
公共用水域底質	
土壌	定量下限未満の数値は 0 として各異性体の毒性等量を算出する。 (あわせて、定量下限以上の値と定量下限未満で検出下限以上の値は、そのままその値を用い、検出下限未満のものは試料における検出下限の 1/2 の値を用いて各化合物の毒性等量を算出し、それらを合計して求めた値を参考値として付記する。)

7 測定結果等の報告

(1) 速報

測定結果については、判明次第、電子メール等の方法により速報値を報告することとともに、環境基準値を超える測定結果が得られたときは、その旨も報告すること。

(2) 書面による報告

全ての測定結果を報告書に取りまとめ、計量証明書、試料採取野帳、現場写真及び算出根拠となる分析データ（クロマトグラム等）とともに、1 部を提出すること。

(3) 電子媒体による報告

測定結果等については、別途配布する「ダイオキシン類環境測定結果報告システム」に入力し、7 (2) の報告書に係る内容とともに、電子媒体（CD-R 等）に記録して、1 部を提出すること。

8 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、県と速やかに協議して、その指示に従うこと。

調査地点

別表 1

大気環境調査場所等

測定地点	所在地	回数
四国中央市福祉会館 (県四国中央庁舎)	四国中央市三島宮川 4-6-55	2
若宮公民館	新居浜市新田町 1-8-37	2
農村環境改善センター	西条市小松町大頭甲 1045-1	2
今治療護園	今治市町谷甲 756-1	2
旧市立双岩小学校	八幡浜市若山 3 番耕地 167 番地	2
祝森公民館	宇和島市祝森甲 3000-3	2

・ 試料採取時期は、夏季及び冬季とする。

別表 2

公共用水域水質調査場所等

水系名	測定地点	地点番号	回数
岩松川水系 (宇和島市)	清重橋下流	18-51 AA 類型	1
宮内川 (八幡浜市)	宮内川	262-1	1
八幡浜海域	八幡浜・保内海域 S T-7	631-35	1
広江川 (西条市)	広江川	238-1	4
八反地川 (伊予市)	八反地川	261-1	1
四国中央海域	土居海域 S T-4	605-4 A 類型	1
愛南海域	西海・城辺海域 S T-3	631-32 A 類型	1

- ・ 試料採取時期は、上期とする (ただし、広江川の調査は次のとおりとする。)
- ・ 広江川の水質の調査は、4回実施することとし、試料の採取時期は、5月、夏季、秋季及び冬季とする。
- ・ 水域名、測定地点及び地点番号については、「令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」による。

別 表 3

公共用水域底質調査場所等

水 域 名	測定地点	地点番号	回数
岩松川水系（宇和島市）	清重橋下流	18-51 AA 類型	1
宮内川（八幡浜市）	宮内川	262-1	1
八幡浜海域	八幡浜・保内海域 S T-7	631-35	1
広江川（西条市）	広江川	238-1	1
八反地川（伊予市）	八反地川	261-1	1
四国中央海域	土居海域 S T-4	605-4 A 類型	1
愛南海域	西海・城辺海域 S T-3	631-32 A 類型	1

- ・ 試料採取時期は、上期とする（ただし、広江川の調査は次のとおりとする。）。
- ・ 広江川の底質の調査は、水質調査と異なり 1 回とする。試料の採取時期は、5 月に実施する調査と同時に行うこと。
- ・ 水域名、測定地点及び地点番号については、「令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」による。

別 表 4

土 壤 調 査 場 所 等

測 定 地 点	住 所	回数
八軒屋公園	今治市南日吉町二丁目甲 173 番地 3	1
市立番城小学校	宇和島市宮下甲 203 番地	1
市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 23 番地 3	1
福德泉公園	松前町大字鶴吉・神崎地内	1
町立宮内幼稚園	砥部町川井 1651 番地	1
町立九町保育所	伊方町九町 1 番耕地 1695 番地 6	1

- ・ 試料採取時期は、下期とする。